

若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置について

若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置については、平成 29 年度後期から若年者の技能振興を目的として実施されてきましたが、今般、国及び長野県の令和 4 年度当初予算において下記のとおり見直しが予定されております。

一部の受検生には、受検手数料が変更されることとなりますが、ご理解をお願いいたします。

記

1 見直し内容

(1) 国

対象を現行の「35 歳未満の受検者」から「25 歳未満の在職者（雇用保険の被保険者）である受検者」に限定する。

(2) 長野県

国の減免措置から外れる「25 歳未満の在校生」に対して、これまでと同様の減免措置を県独自の助成制度として講じる。

2 見直し後の受検手数料

別表のとおりです。

見直しに伴い、「25 歳以上 35 歳未満の者」については、減免措置（実技試験受検手数料の 9,000 円減額）が受けられなくなります。

また、25 歳未満であっても、「在職者」でも「在校生」でもない者は減免措置が受けられないこととなります。

3 実施時期

令和 4 年度前期試験から

この減免措置は、国・長野県の令和 4 年度予算成立を受けての変更となります。

<問合せ先>

長野県職業能力開発協会 検定課 検定第一係

電 話：026(234)9050(代)

FAX：026(234)9280

